

# 市立高教組ニュース 第4号

第4号 2011(H23)年12月2日(木) 発行

発行 仙台市立高等学校教職員組合  
〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-10-10  
仙台市国分町分行舎 Tel. (022) 262-2289  
書記長 作山 克宏

市労連  
確定交渉

## 管理職以外のボーナス・月例給は据え置 仙人委 勧告見送り・市の現給保障は継続

### ◇各人事委の対応に差

民調 ご承知のように、各自治体の人事委員会は管内民間企業（従業員50名以上）の賃金実態を精査し各自治体・国にデータを提供しています。震災のあった今年、仙台をはじめ被災3県（岩手・宮城・福島）にある人事委は、この民調が実施できませんでした。

人事院勧告 人事院は、被災3県を除いた全国データから月例給で△0.23%・ボーナス据置（実はボーナスの支給実態は改善傾向がみられ、昨年比+0.05月の年4.0月が相当でしたが、被災3県で状況悪化が見込まれるとして3.95月に据置かれる）の勧告を行いました。

仙台と県 仙人委は震災の混乱で民調していないとして勧告を見送りましたが、県人委は人事院勧告に沿った勧告に踏み切りました。勧告の根拠となる民調をしないままの異例の対応を行いました。

### ◇確定交渉

一時金・賃金を中心テーマになる連確定交渉でしたが、前提となる人勤が震災で見送られたことから各局労務担当者は対応に苦慮、期日までに提示内容を整理できず時間がほしいとして団交は延期となりました。そして12月初め、当局は賃金0.23%相当の削減は避けられないが、次のような理由から組合側には削減を求めず、管理職で対応する考えを提示しました。

①仙人委の勧告無い中で、高齢層の賃金を下げる給料表の変更は難しい。

②（国の動きが不透明な段階で）25年度までの一時的措置としてのボーナス削減も難しい。

③被災3県にマイナス勧告なされていることを考慮すると、仙台だけ何もしないわけにはいかない。

震災復興に向けた課題が山積している当局の異例の提示を受け、市労連もその扱いを検討し、全体で管理職は約900名中に組合員が存在（主幹兼係長）し区分上削減避けられない等々の課題はあったものの、早期決着が必要と判断、当局方針を受け容れました。

また、教職員の給料に関しては県立との間で大きな差が出ないように調整を迫られるのが通例でしたが、今回はそれもなく冬のボーナスは次のように決まりました。

冬ボーナス	再任用以外	再任用	
期末	1.375月	0.8月	
勤勉	0.675月	0.325月	
	2.05月	1.125月	支給日(12/9)
(夏とあわせ)	3.95月	2.10月	据置き

なお県はマックス改訂のうえ、現給保障も協議迫られています。

### ◇交渉の背景

民主党政権は国家公務員賃金を7.8%カットする給与特例法の可決を狙っています。国家公務員の賃下げは地方公務員にも連動することから、再び賃金削減の動きも予想され、予断を許さない状況です。

## 勤続20年特昇制度

高教組は昨年の確定単組交渉において、義教手当の3年連続削減を受容れの代償に、2級在職者について関門特昇20%枠の余りの活用し、勤続20年者の給料を2号俸昇給させる制度※を復活させましたが、今年の状況は次の通りです。誕生日の早い者から適用させています。

該当者数	適用	繰越
11年度	34	35
12年度	17	30

該当者が多いため、一挙に改善させることが難しく、行き渡るにはさらに1年程かかる見通しです。

（※06年給与構造改革時に廃止されていたが、昨年度に復活させた。人事評価が給与に反映されるまでは継続が約束されている。）

## 査定昇給、来年度もなし

給与構造改革時、給料表4分割とあわせて人事評価制度が導入されました。市労連の場で毎年協議していますが、昇給にリンクさせる場合において同じ方が続けてSやAの評価を受けないと約束させれば4年に一度必ず特別昇給がもらえます。〔S評価+4号俸 昇給枠5%、A+2号俸昇給枠20%、C-2号俸、D 昇給せず〕

しかし、評価の公平性が担保されていないことや、若いうちに続けてS評価を受け昇給が続くと、生涯賃金で大きな差となること、昇給枠の制約から一次評価が高くて恣意的に二次評価で低く抑えられることも考えられ、今回の協議でも昇給リンクは見送られました。

すでに県立学校では査定結果が給料に反映されています。昇給枠を確保するため既存の関門特昇が廃止され、永年勤続特昇の見直しが迫られている状況です。

休業日  
65日問題

# 市教委、県に強い休業日上限を制度化し授業時間の確保促す 「自校の特色」を再確認し、その維持に必要なものを、広く訴えよう

## ◇未履修問題が発端

8年ほど前、指導要領改訂によって「情報」などの必修科目が増えた際、必修科目未履修問題が頻発し、卒業式の後に補講を行うような事態も発生しました。

当時、県は学校管理規則を改訂し、休業日の上限65日を明示して授業時数確保に動きました。長期休業日数の合計は65日ですから、学校行事等、何らかの事情で長期休業以外を休み（自宅学習日）にすると、その分は夏休みなどを削ることが求められます。

改革室によると、県立では全校が65日の枠内に収められています。年度末の忙しさを考えると7月の大半に授業を行い冷房のない真夏の教室での授業や、なかなか休めない先生方・子供たちの姿が目にかぶるなど過酷な現状が見てとれます。

子供たちの学力向上は教育委員会だけでなく学校現場の願いでもあります。何か間違っている感が否めません。

中には（市立も含め）休業日が60日以下になっている高校が25校もあり、進学率に比例して休みを削っている姿が浮かび上がってきます。

## ◇市立の現状

改革室は2年前から市立各校長に休業日上限設定を予告しました。今、閉校が決まっている函南を除けば、ほぼ65日は達成されています。改革室は高教組の問題指摘にもかかわらず、頑なに県の方針に追従し、休業日65日導入を導入しようとしています。仙台は改革遅れた。と…

高教組は、大学に合格すると勉強しなくなる学生が多いこと等を示し、学力向上に制度変更は逆効果なこと。学ぶ楽しさの重視。進学率≠学力を指摘してきました。

残念ながらこの11月、県に追従した学校管理規則の改訂が強行されました。来年度より、強制力を伴った授業の確保が求められます。完全単位制の大志高や仙台工定時制はもとより市立各校において、生徒の身体的・経済的負担の増加、教職員の長時間勤務が懸念されます。高教組は今後も市教委に対し、派生する問題を指摘していきます。

## 学校管理規則（休業日）の新旧対照表

<改正前>

第五十八条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学年始休業日 四月一日から同月七日まで
- 四 夏季休業日 七月二十一日から八月二十五日まで
- 五 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月七日まで
- 六 学年末休業日 三月二十五日から同月三十一日まで
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が定める日

2 前項の規定により難しいときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日を変更することができる。

3 校長は、第一項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、九月一日から十月三十一日までの間において二日を限度として秋季休業日を定めることができる。

4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日を授業日とすることができる。

<改正後>

第五十八条 学校の休業日は、次のとおりとする。

一 ～ 七 <旧と同文>

2 前項に定めるもののほか、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年ごと、同項各号に定める日以外の日を休業日とすることができる。ただし、当該休業日とする日と同項第三号から第六号までに定める日との合計が、六十五日を超えてはならない。

3 第一項の規定により難しいときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項に定める休業日を変更することができる。

4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会に届け出て、同項各号に定める日を授業日とすることができる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

時事の歌・意見をお寄せ下さい。佳作は次のニュースに掲載します。

学ぶことは 変わること 林 竹二

学ぶことは 進学すること 具 確執

